

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

納付状況等 年金への影響	納付	全額免除	一部免除 (4分の3、半額、4分の1)	納付猶予	未納
老齢・障害・遺族基礎年金 の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に…	計算される	計算される (注1)	計算される (注1)(注2)	計算されない	計算されない
障害基礎年金・遺族基礎年金 の年金額に…	計算される(納付済み期間と同じ扱いになります)				

(注1) 国民年金保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る老齢基礎年金額の割合は以下のとおりとなります。

- 全額免除の場合：2分の1(平成21年3月以前の免除期間については、3分の1)
- 4分の3免除の場合：8分の5(平成21年3月以前の免除期間については、2分の1)
- 半額免除の場合：4分の3(平成21年3月以前の免除期間については、3分の2)
- 4分の1免除の場合：8分の7(平成21年3月以前の免除期間については、6分の5)

(注2) 「一部免除」(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)については、減額された国民年金保険料を納めないまま2年を越えると、時効により納めることができなくなりますので、ご注意ください。